

南国市パートナーシップ登録制度

登録手続きの手引き

南国市

はじめに

南国市では、「南国市人権を尊重するまちづくり条例」の基本理念に基づき、市民一人ひとりが思いやりの心を持ち、様々な立場に立って考え、お互いを理解し、多様性を認め合い、全ての人の人権が尊重される社会の実現を目指しています。

その中の一つとして、自分の性的指向・性自認を尊重され、自分らしく生きることのできるよう、南国市パートナーシップ登録制度を導入しました。

この制度に法的効力はありませんが、性的マイノリティの方への社会的理解が深まり、多様性を認め合う社会、誰もが住みやすいまちの実現を目指しています。

パートナーシップ登録制度とは

この制度は、一方又は双方が性的マイノリティである二人が、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に助け合い、継続的な共同生活を行うことを約束し、パートナーシップの関係であることを市に登録することができる制度で、市は、登録の事実を公的に証明します。

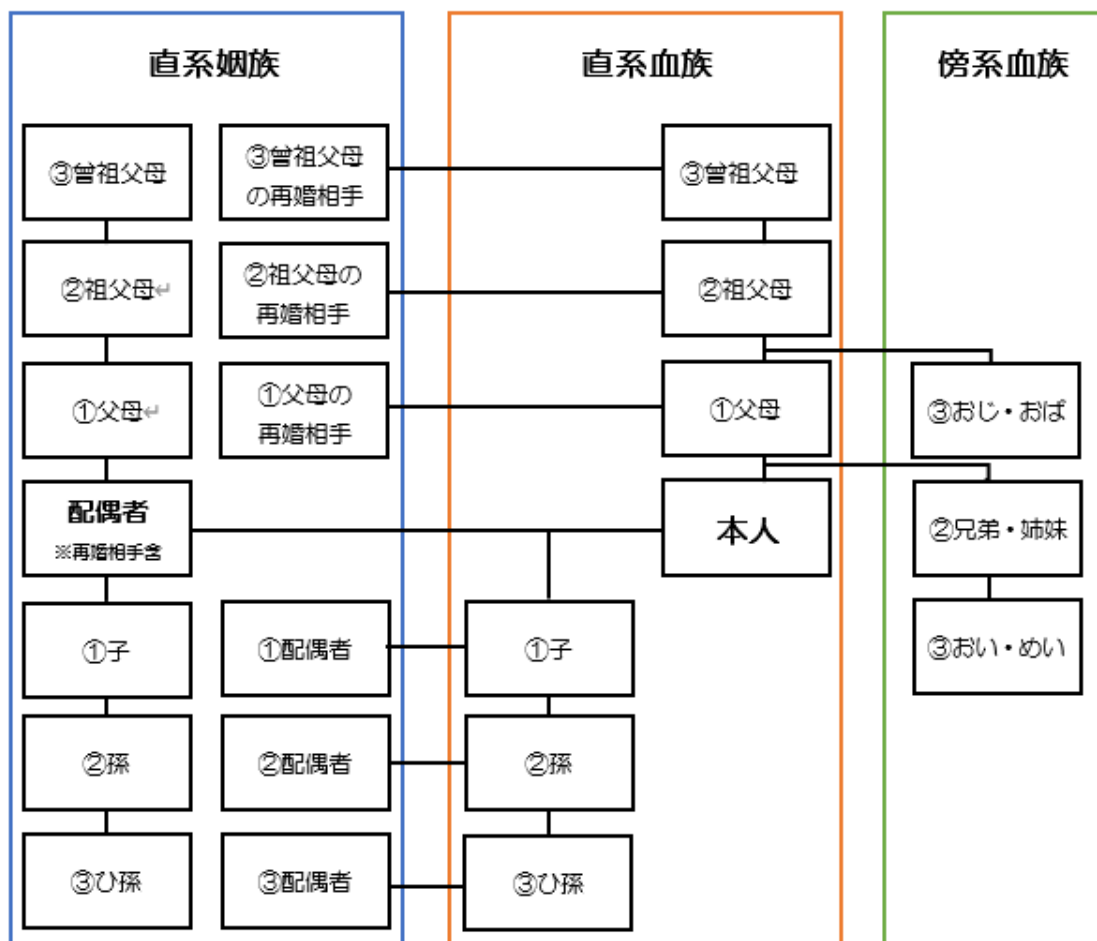
登録をすることができる方

パートナーシップの関係にあり、次の要件をすべて満たしているお二人

- ☐ 成年（18 歳以上）に達していること
- ☐ 南国市民であること（住民票がある。または 1 か月以内に転入を予定している）
- ☐ 双方に配偶者（事実上の婚姻関係を含む）がないこと
- ☐ 双方が登録される方以外の方とパートナーシップ関係にないこと
- ☐ 二人の関係が直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族でないこと（登録しようとしているお二人の養子縁組を除く）

パートナーシップの登録をすることができない者

三親等内親族図



パートナーシップ登録制度の手続き方法

(申請から登録証交付までの流れ)

①事前予約

申請を希望する日の1週間前までに、電話でご連絡ください。

申請日時の調整、必要書類の確認等を行います。

- ・連絡先 南国市総務課じんけん係
- ・直通電話番号 088-880-6583
- ・予約受付時間 平日8:30~17:15
- ・申請対応時間 平日9:00~16:00
- ・申請場所 南国市役所総務課じんけん係
 ※個室での受付ができます。

②登録申請

下記の必要書類を持参し、お二人そろってお越しください。

(1) 南国市パートナーシップ登録申請書(様式第1号)

…申請場所に準備しています。申請日に自署をお願いします。

(2) 世帯全員の住民票の写し(申請日前3か月以内に発行されたもの)

転入予定者の場合は、転入申立書または転出証明書、賃貸借契約書の写しなど転入の予定であることの確認できるもの

※転入予定者は、転入後速やかに住民票の写しをご提出ください。

(3) 結婚していないことが分かる書類

戸籍抄本、独身証明書など(申請日前3か月以内に発行されたもの)

(4) 本人確認書類

個人番号カード(マイナンバーカード)、パスポート、運転免許証など、本人の顔写真が添付された官公署発行のもの

戸籍上の氏名と併せて通称名を登録することを希望する場合は、通称名を日常的に使用していることが分かる書類(郵便物・社員証等)、も必要です。

その他、市長が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

③登録証の交付

登録申請を受け付けてから登録証の交付まで数日間必要です。

※交付は、郵送も可能です。

登録後の届出等

①登録証の再交付

登録証の紛失、毀損等により再発行を希望する場合は、「南国市パートナーシップ登録証等再交付申請書」（様式第4号）に必要事項を記入の上、提出してください。

本人確認や内容を審査し、再交付いたします。

②変更等の届出

次の場合は、「南国市パートナーシップ登録変更・抹消届」（様式第5号）に必要事項を記入し、提出をしてください。

届出の手続きは、登録者のどちらか一人で行うことができます。

- (1) 申請時に提出した申請書の記載事項に変更があったとき
住所・氏名（通称名を含む）が変わった場合など
- (2) パートナーシップ関係が解消されたとき
- (3) 登録者の一方又は双方が市外へ転出したとき
- (4) 登録者のいずれか一方が婚姻し、もしくは他の者とパートナーシップを有することとなったとき
- (5) 登録者の一方が死亡したとき

登録の抹消について

次の場合は、パートナーシップ登録を抹消します。

(1) 登録変更・抹消届に基づく抹消

登録変更・抹消届があった場合、市内での住所の異動と氏名（通称名を含む）の変更を除き、パートナーシップ登録を抹消します。

ただし、一方が転勤、親族の看病やその他のやむを得ない事情で一時的に市外に転出する場合は、抹消の対象とはなりません。

(2) 要綱に基づく抹消（次のいずれかに該当したときは、登録を抹消する場合があります）

- ・登録者の一方または双方が市外へ転出したとき（登録者の一方のみが転勤、親族の看病その他やむを得ない理由により一時的に市外へ転出したときを除く。）
- ・いずれか一方が婚姻し、もしくは他の者とパートナーシップを有することとなったとき
- ・登録者の一方が死亡したとき
- ・偽りその他の不正の手段によりパートナーシップ登録を受けたことが判明したとき
- ・登録証、登録カードまたは登録証明書を不正に利用したことが判明したとき

登録証の返還

登録が抹消された場合は、所有する登録証・登録証明書は南国市に返還してください。

登録証明書の交付

第三者にパートナーシップ登録をしていることを証明する書面の提出が必要な場合などに、登録証明書を交付することができます。

「南国市パートナーシップ登録証明書交付申請書」（様式第 6 号）に必要な事項を記入の上、提出してください。

Q&A

Q1 パートナースhip登録は婚姻とどう違うのでしょうか。

A 婚姻を行うと、民法の規定に基づく法律上の親族となり、相続等財産上の権利や、税金の控除、親族の扶養義務等様々な権利・義務が発生しますが、パートナーシップ登録は、市の要綱に基づいて実施するため、法的効力はありません。

また、戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

Q2 パートナースhipとはどういう関係ですか。

A お互いを人生のパートナーとし、相互の協力により、継続的な共同生活を送っている、又は継続的な共同生活を行うことを約束した関係をいいます。

Q3 登録申請や登録後、プライバシーは守られるのでしょうか。

A 申請の際は、ご希望に応じて個室での対応ができます。また、提出された書類や記載されている内容等の大切な個人情報等は、必ず守られます。不安なことやご不明な点があれば、お気軽にご相談ください。

Q4 パートナースhipの登録は、事実婚でもできますか。

A 南国市パートナーシップ登録制度は性的マイノリティの方への支援の一環として行うものです。登録する二人の一方又は双方が性的マイノリティであることが要件となります。

Q5 通称名は登録できますか。

A 戸籍上の氏名と併せて通称名を登録できます。その場合は、通称名を日常的に使用していることがわかる書類（通称名宛に届いた郵便物や社員証等）の写しをご提出ください。

Q6 登録申請に、費用はかかりますか。

A 登録申請に費用はかかりませんが、提出していただく必要書類の取得にかかる費用は自己負担となります。

Q7 登録証はすぐに交付されますか。

A 登録申請後、書類を確認のうえ、登録を行います。

なお、登録から登録証交付までには数日かかります。

Q8 ほかにの人に代理で申請をしてもらえますか。

A 登録申請には、原則として、登録申請者がお二人そろってお越しください。

Q9 なりすましや偽装等の悪用をされませんか。

A 登録申請の際には、登録申請者の本人確認を行うため、身分証明書の提示を求めるなど、なりすましを防ぎ、また、独身であることを証明する書類を提出いただいたうえで、登録します。

また、偽りその他の不正な手段によりパートナーシップ登録を受けた場合や、登録証等の不正利用が判明した場合は、登録を抹消します。

Q10 登録証はどこで利用できますか。

A 登録証を提示することで利用できるサービスは、南国市 HP などに掲載していきます。

Q11 市外に転出するときは、手続きが必要でしょうか。

A 変更届を提出してください。一方又は双方が市外に転出した場合、登録は失効します。ただし、一方が転勤、親族の看病やその他のやむを得ない事情で一時的に市外に転出する場合は、登録は継続されますので、ご相談ください。

Q12 登録申請は平日のみしかできませんか。

A 登録申請は、平日の 9:00~16:00 に対応します。

登録日は、原則として申請日と同じ日になりますが、申請日以降でお二人の希望日を登録日とすることも可能ですので、ご相談ください。

南国市パートナーシップ登録の取扱いに関する要綱

令和4年10月25日

告示第163号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民一人一人が自分の性的指向・性自認を尊重され、自分らしく生きることのできる社会の実現に資するため実施するパートナーシップ登録の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向及び性自認のあり方が少数である者をいう。
- (2) パートナーシップ 一方又は双方が性的マイノリティである二人が、お互いを人生のパートナーとし、対等な立場で、相互に経済的、物理的又は精神的に協力し、継続的な共同生活を行うことを約束している関係をいう。
- (3) パートナーシップ登録 市長がパートナーシップにある二人について南国市パートナーシップ登録簿（以下「登録簿」という。）に登録することをいう。

(登録対象者)

第3条 パートナーシップ登録の対象となる者（以下「登録対象者」という。）は、パートナーシップにある二人の者で、当該者の双方が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 次条第1項の規定による申請の日において、民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 双方が南国市に住所を有していること。
 - イ 一方が南国市に住所を有し、かつ、他の一方が1月以内に南国市に転入を予定していること。
 - ウ 双方が1月以内に南国市に転入を予定していること。
- (3) 配偶者がいないこと。
- (4) 当該パートナーシップの相手以外にパートナーシップにある者がいないこと。

2 前項の規定にかかわらず、登録対象者同士が直系血族又は3親等内の傍系血族の関係（養子と養方の傍系血族の関係を除く。）にある場合は、パートナーシップ登録の対象

としない。民法第817条の9の規定により親族関係が終了した後も、同様とする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、登録対象者同士が直系姻族の関係にある場合は、パートナーシップ登録の対象としない。民法第728条又は第817条の9の規定により姻族関係が終了した後も、同様とする。

(登録の申請)

第4条 登録対象者は、パートナーシップ登録を受けようとする場合は、登録対象者双方が自ら記入した南国市パートナーシップ登録申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。この場合において、登録対象者の一方又は双方が申請書に自ら記入できないと市長が認めるときは、両者の立会いの下で他の者に代筆させることができる。

(1) 住民票の写し

(2) 戸籍抄本、独身証明書その他これに類する現に婚姻をしていないことを証明する書類

(3) 南国市に転入を予定している場合にあっては、その事実が確認できる書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定による申請は、原則として登録対象者双方が同時に来庁して行うものとする。

- 3 登録対象者は、本人であることを明らかにするため、第1項の規定による申請の際、次の各号に掲げるいずれかを提示するものとする。

(1) 個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

(パートナーシップ登録等)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、パートナーシップ登録を行うことを決定したときは、登録簿に登録するものとする。

- 2 市長は、パートナーシップ登録を行ったときは、南国市パートナーシップ登録証(様

式第2号。以下「登録証」という。）及びカード型南国市パートナーシップ登録証（様式第3号。以下「登録カード」という。）を交付するものとする。

- 3 市長は、前条第1項の規定による申請について、その内容を審査し、パートナーシップ登録を行わないことを決定したときは、当該申請を行った登録対象者双方に通知するものとする。

（通称名の登録及び使用）

第6条 登録対象者は、市長が認めた場合は、パートナーシップ登録において通称名（戸籍に記載された氏名以外の呼称で当該氏名に代わるものとして使用しているものをいう。以下同じ。）を登録することができる。

- 2 登録対象者は、前項の規定により通称名の登録を希望する場合は、第4条第1項の規定による申請に当たって、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を提示しなければならない。

- 3 登録対象者は、市長が通称名を登録した場合は、登録証及び登録カードに通称名を使用することができる。

（登録証等の再交付）

第7条 パートナーシップ登録を受けた登録対象者（以下「登録者」という。）は、登録証又は登録カードを紛失、毀損等したときは、南国市パートナーシップ登録証等再交付申請書（様式第4号）により市長に申請し、登録証又は登録カードの再交付を受けることができる。

- 2 前項の申請書の記入は、登録者のいずれかが自ら行わなければならない。この場合において、登録者の双方が当該申請書に自ら記入できないと市長が認めるときは、登録者の立会いの下で他の者に代筆させることができる。

- 3 第1項の規定による申請は、原則として登録者のいずれかが来庁して行うものとする。

- 4 登録者は、本人であることを明らかにするため、第1項の規定による申請の際、第4条第3項各号に掲げるいずれかを提示するものとする。

（登録の変更又は抹消）

第8条 登録者は、次の各号のいずれかに該当したときは、南国市パートナーシップ登録変更・抹消届（様式第5号）により、市長に届け出なければならない。

- (1) 申請書に記載した事項に変更があったとき。
- (2) パートナーシップが解消されたとき。

(3) 登録者の一方又は双方が南国市外に転出したとき（登録者一方のみの転勤、親族の看病その他やむを得ない理由により一時的に南国市外に転出したときを除く。）。

(4) 第3条第1項第3号又は第4号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

(5) 登録者の一方が死亡したとき。

2 前項に規定する届出書の記入は、登録者のいずれかが自ら行わなければならない。この場合において、登録者の双方が当該届出書に自ら記入できないと市長が認めるときは、登録者の立会いの下で他の者に代筆させることができる。

3 第1項の規定による届出は、原則として登録者のいずれかが来庁して行うものとする。

4 登録者は、本人であることを明らかにするため、第1項の規定による届出の際、第4条第3項各号に掲げるいずれかを提示するものとする。

5 市長は、第1項第1号の規定による変更の届出があった場合は登録簿の内容を変更し、同項第2号から第5号までの規定による抹消の届出があった場合はパートナーシップ登録を抹消するものとする。

（登録の取消し）

第9条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当したときは、パートナーシップ登録を取り消すことができる。

(1) 前条第1項第3号から第5号までに該当することが判明したとき。

(2) 偽りその他の不正の手段によりパートナーシップ登録を受けたことが判明したとき。

(3) 登録証、登録カード又は次条第1項に規定する南国市パートナーシップ登録証明書を不正に利用したことが判明したとき。

(4) その他パートナーシップ登録を継続することが適当でないと認めるとき。

2 前項の規定によりパートナーシップ登録を取り消された登録者は、その所有する登録証及び登録カードを速やかに市長に返還しなければならない。

（登録の証明等）

第10条 登録者は、南国市パートナーシップ登録証明書交付申請書（様式第6号）を市長に提出することにより、南国市パートナーシップ登録証明書（様式第7号）の交付を受けることができる。

2 前項の申請書の記入は、登録者のいずれかが自ら行わなければならない。この場合において、登録者の双方が当該申請書に自ら記入できないと市長が認めるときは、登録者

の立会いの下で他の者に代筆させることができる。

- 3 第1項の規定による申請は、原則として登録者のいずれかが来庁して行うものとする。
- 4 登録者は、本人であることを明らかにするため、第1項の規定による申請の際、第4条第3項各号に掲げるいずれかを提示するものとする。
- 5 第1項の証明書の交付に関する手数料は、南国市手数料徴収条例（平成12年南国市条例第2号）別表のその他の証明手数料の規定を適用する。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップ登録に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則（令和8年告示第131号）

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

南国市長 様

南国市パートナーシップ登録申請書

南国市パートナーシップ登録を受けたいので、裏面の誓約事項について誓約し、南国市パートナーシップ登録の取扱いに関する要綱第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

申請者		登録申請者	
	ふりがな		
	戸 籍 上 の 氏 名（自署）		
	ふりがな		
	通 称 名 （希望される場合のみ ご記入ください）		
	住 所	〒	〒
	生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
	電 話 番 号		
代筆者	ふりがな		
	氏 名		
	住 所	〒	
	生 年 月 日	年 月 日	
	電 話 番 号		

(裏面)

誓約事項	確認欄 (□にレ点を入れてください。)	
成年に達しています。	☐	☐
次のいずれかに該当します。		
①双方が南国市に住所を有している。		
②一方が1か月以内に南国市内に転入を予定している。 転入予定日(年 月 日)	☐	☐
③双方が1か月以内に南国市内に転入を予定している。 転入予定日(年 月 日・ 年 月 日)		
配偶者はいません。	☐	☐
相手以外にパートナーシップにある者はいません。	☐	☐
過去及び現在において、お互いが直系血族又は3親等内の傍系血族の関係 (養子と養方の傍系血族の関係を除く。)にありません。	☐	☐
過去及び現在において、お互いが直系姻族の関係にありません。	☐	☐

同意書

私たちのパートナーシップ登録の状況及び内容を南国市が業務の執行上必要な範囲で関係部署間で共有することに同意します。

(自署)

(自署)

※市の担当者記入欄

添付書類(申請者、双方必要)

- (1) ☐ ☐ 住民票の写し
(2) ☐ ☐ 戸籍抄本 又は ☐ ☐ 独身証明書 又は ☐ ☐ 婚姻要件具備証明書
(3) ☐ ☐ 南国市転入申立書(市外に住所を有する場合のみ)
(4) ☐ ☐ 通称名を日常的に使用していることがわかる書類(通称名の登録及び使用を希望する場合のみ)

本人確認書類(申請者、双方必要)

- ☐ ☐ 個人番号カード
☐ ☐ 旅券
☐ ☐ 運転免許証
☐ ☐ 官公署が発行する顔写真付き証明書

その他()

登録年月日
年 月 日

(表)

様式第2号（第5条関係）

登録第 号

登録年月日 年 月 日

南国市パートナーシップ登録証

氏名又は通称名

氏名又は通称名

(年 月 日 生)

(年 月 日 生)

上記両名は、南国市パートナーシップ登録の取扱いに関する要綱第5条第1項の規定により、登録簿に登録されたことを証明します。

年 月 日

南国市長

印

(裏)

～この登録証の提示を受けられた方へ～

南国市では、市民一人一人が自分の性的指向・性自認を尊重され、自分らしく生きることのできる社会の実現に資するためパートナーシップ登録制度を導入しています。この制度に法律上の効果が生じるものではありませんが、お二人は、お互いを人生のパートナーとし、対等な立場で、相互に経済的、物理的又は精神的に協力し、継続的な共同生活を行っていく関係であることを南国市に登録されました。登録されたお二人に南国市パートナーシップ登録証を交付しています。

登録証の提示を受けられた方は、制度の趣旨を十分にご理解いただきますようお願いいたします。また、お二人の関係について、ご本人の同意なく口外することは、人権を侵害することになりますので、ご協力をお願いいたします。

【氏名（通称名で登録している場合のみ記載）】

< 備 考 >

様式第3号（第5条関係）

（表）

カード型南国市パートナーシップ登録証	
【登録第	号】【登録年月日
氏名又は通称名	氏名又は通称名
(年 月 日生)	(年 月 日生)
上記両名は、南国市パートナーシップ登録の取扱いに関する要綱第5条第1項の規定により、登録簿に登録されたことを証明します。	
年 月 日	南国市長 印

（裏）

南国市では、一人一人が自分の性的指向・性自認を尊重され、自分らしく生きることのできる社会の実現に資するためパートナーシップ登録制度を導入しています。このカードは、お互いを人生のパートナーとして相互に協力し合う関係であることを南国市に登録されたお二人であることを証するものです。このカードの提示を受けられた方は、制度の趣旨を十分にご理解いただきますようお願いいたします。また、お二人の関係について、ご本人の同意なく口外することは、人権を侵害することになりますので、ご協力をお願いいたします。

【氏名（通称名で登録している場合のみ記載）】

〈備考〉

※大きさは縦5.5センチメートル、横9.1センチメートルとする。

年 月 日

南国市長 様

（申請者）

住所

ふりがな ふりがな

氏名又は通称名

ふりがな

氏名（通称名で登録の場合のみ記載）

生年月日

年

月

日

【登録番号 第 号】

（代筆者）

住所

氏名

南国市パートナーシップ登録証等再交付申請書

南国市パートナーシップ登録証等の再交付を受けたいので、南国市パートナーシップ登録の取扱いに関する要綱第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

再交付を希望する理由（該当するものに☑をしてください。）

☐ 紛失

☐ 毀損

☐ その他（ ）

再交付を希望するもの（該当するものに☑をしてください。）

☐ 登録証

☐ 登録カード 通

※市の担当者記入欄

本人確認書類
☐ 個人番号カード ☐ 旅券 ☐ 運転免許証 ☐ 官公署が発行する顔写真付きのもの その他（ ）

年 月 日

南国市長 様

(届出者)

登録番号第

号

住所

ふりがな ふりがな

氏名又は通称名

ふりがな

氏名(通称名で登録の場合のみ記載)

生年月日

年

月

日

(代筆者) 住所

氏名

南国市パートナーシップ登録変更・抹消届

年 月 日付けで登録された南国市パートナーシップ登録について、登録事項に変更がありましたので、南国市パートナーシップ登録の取扱いに関する要綱第8条第1項の規定により、届け出ます。

変更 抹消 理由	☐ (1) 申請書に記載した事項に変更があった		
	☐ (2) パートナーシップが解消された		
	☐ (3) 登録者の一方又は双方が南国市外に転出した		
	☐ (4) 独身者でなくなった又は他にパートナーシップにある者ができた		
	☐ (5) パートナーが死亡した		
変更内容 (1) を 選択した場合	内容	変更前	変更後
	1. 住 所 2. 氏 名 3. その他		

※市の担当者記入欄

本人確認書類
☐ 個人番号カード ☐ 旅券 ☐ 運転免許証 ☐ 官公署が発行する顔写真付きのもの ☐ その他 ()

様式第 6 号（第 10 条関係）

年 月 日

南国市長 様

（申請者）

登録番号第

号

住所

ふりがな ふりがな

氏名又は通称名

ふりがな

氏名（通称名で登録の場合のみ記載）

生年月日

年

月

日

（代筆者） 住所

氏名

南国市パートナーシップ登録証明書交付申請書

南国市パートナーシップ登録証明書の交付を受けたいので、南国市パートナーシップ登録の取扱いに関する要綱第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

交付請求数

通

※市の担当者記入欄

本人確認書類
☐ 個人番号カード ☐ 旅券 ☐ 運転免許証 ☐ 官公署が発行する顔写真付きのもの ☐ その他（ ）

南国市パートナーシップ登録証明書

この二人は、南国市パートナーシップ登録の取扱いに関する要綱の規定により登録された二人であることを証明する。

年 月 日

南国市長

印

	パートナー登録者	
ふりがな		
氏名又は通称名		
ふりがな		
氏名 (通称名で登録の場合のみ記載)		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所	〒	〒
登 録 年 月 日	年 月 日	
登 録 番 号	第 号	